

報告第 3 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決事項の指定について（平成 18 年 3 月 7 日議決）により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

専決第４号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づく市長の専決事項の指定について（平成１８年３月７日議決）により、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解することについて、専決処分する。

令和８年７月２１日

那須烏山市長 川 俣 純 子

１ 相手方

市内の法人

２ 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 令和８年３月１日
- (2) 事故発生場所 那須烏山市中央３丁目１１－２２
- (3) 事故の状況 令和８年３月１日午後１時１５分頃、那須烏山市中央３丁目の民有地に設置されているグレーチング上において、消防団の消防車両が方向転換した際、グレーチングが跳ね上がり、消防車両に接触したことにより、グレーチングを湾曲させる損害が発生したものである。

３ 損害賠償額

１０１，７０６円

４ 和解の内容

- (1) 市の過失割合を１００％とし、市は、相手方に対し、グレーチングの修理費用１０１，７０６円に市の過失割合１００％を乗じた１０１，７０６円を損害賠償金として支払うものとする。
- (2) 市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議及び請求の申立てをしないものとする。